

議案第33号

保険金請求事件に係る和解について

大阪地方裁判所令和6年（ワ）第8896号保険金請求事件について、次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月24日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

1 当事者

（1）原告

A

B

（2）被告

明治安田生命保険相互会社

代表取締役 永島 英器

（3）被告知人

守口市

代表者 市長 瀬野 憲一

2 和解条項

第1 本件保険契約の解約返戻金の返還

- 1 原告ら、被告及び補助参加人（守口市）は、訴外Cと被告間で締結された学資保険（以下「本件保険契約」という。）について補助参加人がした解約は効力を有さないことを相互に確認する。
- 2 補助参加人は、被告に対し、本件保険契約の解約返戻金として受領した25万2474円の返還義務があることを認め、同金員を、令和7年4月25日限り、被告の指定する口座に振り込み支払う。振込手数料は補助参加人の負担とする。

第2 原告らへの保険金の支払

- 1 死亡一時金（乙2、養育年金特約条項1条1項）
 - (1) 被告は、原告Aに対し、本件保険契約の養育年金特約に基づく死亡一時金として50万円の支払義務があることを認め、同金員を、令和7年7月末日限り、原告Aの指定する口座に振り込み支払う。振込手数料は被告の負担とする。
 - (2) 被告は、原告Bに対し、本件保険契約の養育年金特約に基づく死亡一時金として50万円の支払義務があることを認め、同金員を、令和7年7月末日限り、原告Bの指定する口座に振り込み支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- 2 養育年金（乙2、養育年金特約条項1条1項）
 - (1) 被告は、原告Aに対し、本件保険契約の養育年金特約に基づく養育年金として、30万円（※平成30年、平成31年、令和2年の各1月1日の養育年金〔各20万、合計60万〕の2分の1相当額）の支払義務があることを認め、同金員を、令和7年7月末日限り、第2項1(1)記載の口座に振り込み支払う。振込手数料は被告の負担とする。
 - (2) 被告は、原告Bに対し、本件保険契約の養育年金特約に基づく養育年金として、130万円（※①平成30年、平成31年、令和2年の各1月1日の養育年金〔各20万、合計60万〕の2分の1相当額〔合計30万〕及び②令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年の各1月

1日の養育年金〔各20万、合計100万〕の合計額)の支払義務があることを認め、同金員を、令和7年7月末日限り、第2項1(2)記載の口座に振り込み支払う。振込手数料は被告の負担とする。

- (3) 原告ら及び被告は、本件保険契約の養育年金特約の令和8年1月1日支払分に関し、被告が同特約に基づく受取人に対して支払うこと及び本和解成立日における受取人が原告Bであることを相互に確認する。

3 教育資金（乙1、主契約約款1条1項）

被告は、原告Bに対し、本件保険契約に基づく教育資金として、10万円の支払い義務があることを認め、同金員を、令和7年7月末日限り、第2項1(2)記載の口座に振り込み支払う。振込手数料は被告の負担とする。

4 死亡給付金又は満期保険金（乙1、主契約約款1条1項）

原告ら及び被告は、本件保険契約に基づく死亡給付金又は満期保険金に関し、死亡給付金又は満期保険金の支払事由が発生したときは、被告が本件保険契約に基づく受取人に対して支払うこと及び本和解成立日における受取人が原告Bであることを相互に確認する。

5 保険料の返還

- (1) 被告は、原告Aに対し、平成29年1月3日（※保険料の払込免除となった日）以降に保険契約者から受領した本件保険契約に基づく保険料の返還金として、9万0335円（※平成29年2月1日～令和2年1月7日までの受領分である18万0670円〔5162円×35回〕の2分の1相当額）の支払義務があることを認め、同金員を、令和7年7月末日限り、第2項1(1)記載の口座に振り込み支払う。振込手数料は被告の負担とする。

- (2) 被告は、原告Bに対し、平成29年1月3日（※保険料の払込免除となった日）以降に保険契約者から受領した本件保険契約に基づく保険料の返還金として、9万0335円（※平成29年2月1日～令和2年1月7日までの受領

分である18万0670円〔5162円×35回〕の2分の1相当額)の支払義務があることを認め、同金員を、令和7年7月末日限り、第2項1(2)記載の口座に振り込み支払う。振込手数料は被告の負担とする。

第3 清算条項

- 1 原告らはその余の請求を放棄する。
- 2 補助参加人と被告、補助参加人と原告ら、原告らと被告との間には、本件に関し、それぞれ本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 3 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。